

平成 29 年度指定管理者制度における労働条件審査の結果について

島根県大田市

1 目的及び市の役割

地域住民に安全かつ良質なサービスを、確実、効率的かつ適正に実施することを目的として、指定管理者のもとで働く従業員等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備等が適正な状況であるかを確認するため、労働条件審査を行った。

なお、審査において指摘のあった事項については、市が適正な労働環境を整備するよう指定管理者に対して指導するとともに、改善の状況を確認している。

2 調査対象

施設名	指定管理者名	市所管課
大田市葬斎場（大田・温泉津・仁摩）	企業組合労協しまね事業団	環境生活部環境政策課
国民宿舎さんべ荘	株式会社さんべ開発公社	産業振興部観光振興課

3 審査方法

島根県社会保険労務士会へ業務を委託し、以下の審査を行った。

(1) 書類確認

あらかじめ指定管理者から提出された法定帳簿等に基づいて、就業規則等の書類から、法令で要求されている事項の記載を確認し、労働環境の全体像を把握した。

(2) 現地審査

事前に提出された就業規則等の運用状況や、各種帳簿等の整備・運用状況、各種届出の有無や適正を確認し、労働社会保険諸法令の遵守状況を評価・確認するため、指定管理施設に出向き現地審査を行った。

(3) 面接

就業規則等の運用状況を総合的に評価・確認するため、現地審査に併せて、審査実施者が指定管理者の従業員に対してヒアリングを行った。

4 審査の主な内容

(1) 労働基準法等に関する事項

就業規則、労働条件通知書・雇用契約書の記載内容、賃金台帳の法定記載事項等、労働者名簿、労働時間の適正把握、年次有給休暇、36 協定、割増賃金の計算方法、

育児休業制度・介護休業制度、労働者代表選任、退職

(2) 労働安全衛生法関係

健康診断、安全衛生教育

(3) 男女雇用機会均等法関係

母性健康管理、性別による差別的措置

(4) 健康保険・厚生年金保険法関係、労働者災害保険・雇用保険関係

保険関係加入要件、保険料

(5) その他

高年齢者雇用安定法関係、最低賃金法関係、マイナンバー関係、ハラスメント関係、その他

5 審査結果及び改善内容の概要

大田市葬斎場（大田・温泉津・仁摩）	<p>規定類や帳簿等に関する書類審査及び従業員へのヒアリングによる審査の結果、就業規則や健康診断、母性健康管理、その他の事項について、改善を行うよう指摘した。</p> <p>指摘事項については、いずれも適正に処理され、また、就業規則については、平成30年3月27日開催の理事会において指摘に対する改正がなされ、同日より施行されていることを確認した。</p>
国民宿舎さんべ荘	<p>規定類や帳簿等に関する書類審査及び従業員へのヒアリングによる審査の結果、労働者名簿や労働時間の適正把握、従業員への周知や代表者選任規定の作成、その他の事項について、改善を行うよう指摘した。</p> <p>指摘事項については、いずれも適正に処理され、協定等の取扱規定については、平成30年1月1日より施行されていることを確認した。</p>